

第18回定時株主総会招集ご通知



新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染防止のため、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

また、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。株主の皆様におかれましては、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ①当社の運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ②ご来場なさらずに議決権を行使していただく方法として、同封の議決権行使書面又はインターネット等による議決権行使をお願い申し上げます。
- ③ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方におかれましては、来場を見合わせていただくようお願い申し上げます。
- ④株主様同士のお席の間隔を広く取るため、十分な座席を確保できない場合がございます。そのため、満席となった場合は、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- ⑤議場受付にて非接触型体温計による検温のご協力をお願いする場合がございます。37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場の制限等をさせていただきます。
- ⑥議場受付にアルコール消毒液を設置いたします。ご入場の際には消毒液の使用とマスクの着用について、ご協力をお願い申し上げます。
- ⑦議場内にて体調不良とお見受けされる株主様には、運営スタッフよりお声がけさせていただきます場合がございます。
- ⑧今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記のウェブサイト内においてお知らせいたします。
<https://enigma.co.jp/ir/>

DATE

2022年4月28日（木曜日） 午前10時

VENUE

東京都港区赤坂九丁目7番1号
ミッドタウンタワー4階
東京ミッドタウン・カンファレンス
Room 1 & 2 & 3

CONTENTS

株主の皆様へ	1
第18回定時株主総会招集ご通知	4
事業報告	7
計算書類	31
監査報告	43
株主総会参考書類	47
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件	
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件	

（ご参考）

70

株式会社エニグモ

証券コード：3665

株主の皆様へ

「高い成長を取り戻す転換点の年とする」

第18期（2022年1月期）は、長引くコロナ禍による消費マインドの落ち込みの影響を大きく受けた一年になりました。

特に、BUYMAの得意領域でもあるラグジュアリーグッズに関しては、コロナ禍前の2019年と比較すると日本全体で約2割も消費額が減少したという調査結果があり、本格的な回復にはまだ時間がかかる見込みです。

このような環境の中、BUYMAでは、引き続きデータドリブンの経営を加速し、機動的に施策を打ち続けましたが、前年からの成長率は107%となり、目指していた水準から比べると物足りない一年となりました。

Good Newsとしては、SELL側（出品者向け）の施策として、“Specialty” Marketplace戦略に則り、個人だけでなく世界中のショップとの連携を進め、品揃えをさらに充実させました。また、出品機能やタイムセールや配送サービス、データ活用などにおいても機能を改善し、進化を遂げることができました。

BUY側（購入者向け）の施策として、オウンドメディアやSNSの活用が好調でした。

YouTube向けに作成したレビュー動画は再生回数が10万回を超えるなど大きな可能性を感じました。

ラグジュアリー消費は前述のとおり、不調でしたが、ライフスタイルカテゴリをはじめとする好調なカテゴリではプロモーションを強化し、大きく成長することができました。

データドリブンという視点では、データサイエンスとマーケティングオートメーションを駆使し、充実した品揃えを適切なお客様に適切なタイミングで提案する技術革新も進化しました。

一方、年間を通して、新規会員の獲得に苦戦しました。

主な要因として消費マインドの落ち込み以外に、BUYMAの認知度と質に課題があると考えています。

BUYMAの認知率はここ数年40%後半で推移し拡大しておらず、特に若年層の認知は10%程度にとどまっています。

また名前は認知していても、他サイトとの違いや魅力が伝わっておらず、2015年に実施した大型マスキャンペーンの効果はほぼ刈り尽くされており、新たに認知施策の必要性を感じています。

GLOBAL BUYMAにおいては、PS Eliteと呼ばれる専属のパーソナルショッパーの登録が増加し品揃えが充実したことと、チェックアウトプロセスの改善により、訪問者が購入に至るコンバージョン率は前年比130%と大きく伸び、サイトの魅力度が高まっています。

取扱高においては、8.9億円（前期比198.8%）とようやく10億円規模のサービスに成長しました。

加えて、平均購入単価は86,296円と日本のBUYMAの3.8倍と高い水準を維持しており、プレミアムなマーケットプレイスとして北米で認知されつつあります。

以上の結果、エニグモ全体では、総取扱高676億円（前期比107.6%）、売上高76.1億円（前期比107.6%）、営業利益29.7億円（前期比98.0%）と厳しい環境の中で、増収を確保できました。

当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、株主の皆様への感謝の気持ちとして、一株10円の普通配当を実施いたします。

今期は、外部環境に大きく期待できない中で、このまま物足りない成長にとどまるのではなく、高い成長を取り戻すための転換点にする方針です。

このような逆風の環境でこそ、事業や会社は大きく進化します。逆に、進化できない会社は淘汰されます。

今こそ、本質的な施策に着実に取り組む変革のタイミングです。

売上増に固執して一時的な販促活動に頼ったり、短期的な利益を絞り出すために本質的な投資を控えるのは、長期的には破綻の始まりです。

短期的には減益を許容しながら、長期的視点で、顧客体験の向上につながる施策に投資を行っていきます。また、現在課題と感じている認知度と質について、長期的なブランディングも意識しながら認知施策にも取り組みます。さらにライフスタイルやトラベル、GLOBAL BUYMAなど新領域を3年以内で成長に寄与できるよう戦略的に投資します。

そのために5カ年中期目標を変更することとしました。

現在、2年間経過した段階で、ほぼ達成できる水準で推移しておりますが、営業利益を目標値とした中期目標は、外部環境が変わってしまった中、今のエニグモが目指す方針と乖離していることが理由です。

前述のとおり、短期的な利益よりも長期的な視点でトップラインの成長を追う方針に転換します。

顧客体験を向上させ続け、末長くBUYMAを利用していただき、ライフタイムバリューを向上させることが、結果的に、より多くのリターンが得られると考えています。

第19期のエニグモは、“世界を変える、新しい流れを。”という当社の信念（パーパス）に基づき、長期視点での投資を積極的に行い、世界レベルの企業へ成長する転換点とし、まずは早期の売上高100億円達成と、20%複利成長を実現する会社を目指します。

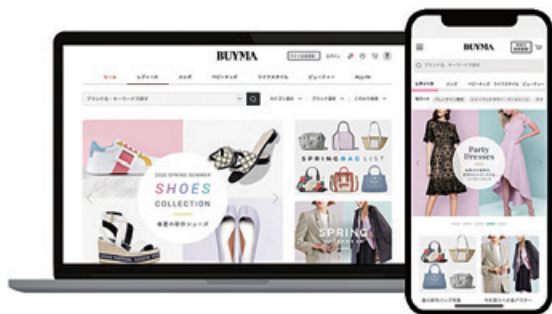
株主の皆様には、エニグモを長期的な視点で温かく見守っていただければ幸いです。
今後ともご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

代表取締役 須田将啓

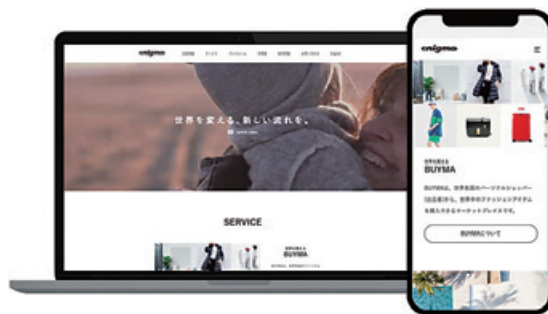
会社概要 (2022年1月31日現在)

社名	株式会社エニグモ (英文社名: Enigma Inc.)	
事業内容	ソーシャル・ショッピング・サイト「BUYMA (バイマ)」の運営	
所在地	東京都港区赤坂八丁目1番22号 NMF青山一丁目ビル 6階	
設立年月日	2004年2月10日	
役員構成	代表取締役 最高経営責任者	須田将啓
	取締役 最高執行責任者	安藤英男
	取締役	金田洋一
	社外取締役	小田島伸至 / 谷村格
	監査役	雨宮哲二 / 西本強 / 江戸川泰路
資本金	3億8,190万円	
従業員数	121名	
決算期	1月末日	

BUYMA トップページ



当社 トップページ



株主各位

証券コード：3665
2022年4月11日

東京都港区赤坂八丁目1番22号 NMF 青山一丁目ビル6階
株式会社エニグモ
代表取締役 最高経営責任者 須田将啓

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。
株主の皆様におかれましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年4月27日（水曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

日時	2022年4月28日（木曜日） 午前10時
場所	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウンタワー4階 東京ミッドタウン・カンファレンス Room 1 & 2 & 3 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
目的事項	<p>報告事項 第18期（2021年2月1日から2022年1月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件</p>

以上

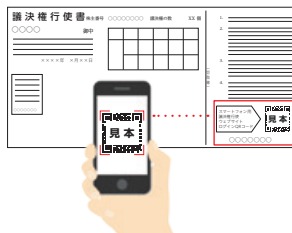
* 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://enigmo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

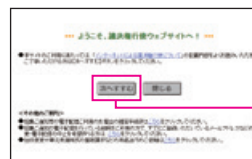
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.tosyodai54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

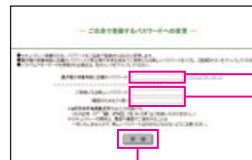
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

東京証券代行業株式会社
電話：0120-88-0768 (フリーダイヤル)
受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

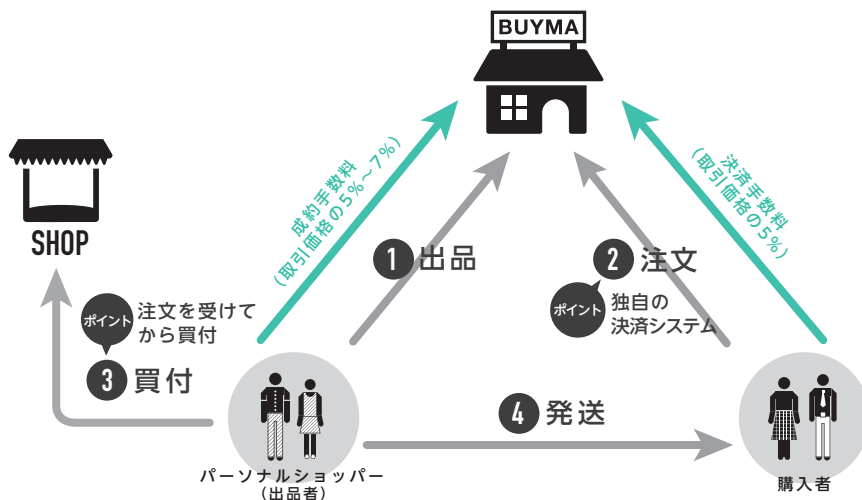
1. 会社の現況に関する事項

1. 主要な事業内容

BUYMA

当社の事業の中核となる「BUYMA (バイマ)」は、パーソナルショッパー業務（出品した商品の買付）を個人に開放してソーシャル化したことで、従来のビジネス構造とは異なる新しい価値を提供するCtoC（一般消費者間で行われる取引）型のプラットフォームです。出品者となるパーソナルショッパーは、主に海外在住の日本人が登録しており、現地の最先端アイテム、日本で買うより安いアイテムなど、世界中の魅力的なアイテムを「BUYMA」に出品します。パーソナルショッパーは、出品したアイテムに注文が入ってから買い付けすることが可能であるため、在庫リスクを持たずに取引を行うことができます。

また一般のパーソナルショッパーに加え、取引実績等から当社が優良と認定したプレミアムパーソナルショッパー及び法人として豊富な出品数と独自のラインナップを構成する法人ショップがあり、購入者はそれぞれの多種多様な嗜好に合わせてアイテムを購入することができるようになっております。



ビジネスモデルの特徴



旬で豊富な品揃え

パーソナルショッパーが在庫リスクを持たずに販売ができるため、世界166カ国から旬なアイテムが幅広くラインナップされます。また、パーソナルショッパー約19万人の嗜好性が反映されるため、多様化する消費者の趣味を幅広くカバーすることができます。トレンドの変化もパーソナルショッパーによっていち早くキャッチアップでき、常に旬なアイテムを取り扱うことができます。その結果、現在、登録ブランド16,600以上、出品数630万品以上の幅広いラインナップを実現できており、堅調に拡大を続けてきております。



価格の適正性

店舗を持たず、中間業者を介さないため、現地に近い価格で提供可能となっております。また、パーソナルショッパー同士の競争原理が働くため適正な価格を実現できております。



在庫の効率化

今まで店舗で品切れ、サイズ切れ、入手困難なアイテムは諦める以外選択肢がありませんでした。「BUYMA」では、世界166カ国に点在するパーソナルショッパーが現地で調達することで、世界中に散在する在庫を仮想的に統合することができ、消費者の入手機会を大きく高めております。



スケーラビリティ

世界中のパーソナルショッパーと連携して、日本のトレンドを反映させる品揃え戦略、パーソナルショッパーを獲得し教育するパーソナルショッパーリレーション、検索エンジンで上位表示させるスペシャリストを擁したSEO体制、芸能人や読者モデルと連携したソーシャルメディアマーケティング、雑誌・テレビへの徹底したPR体制など、ソーシャル、マーケティング、テクノロジーを駆使した低コストな運用により、取引規模を効率的に拡大させることを可能とし、高い収益性を実現しております。



パーソナルショッパー

「BUYMA」では、世界166カ国に在住する約19万人のファッション感度の高いパーソナルショッパーの中から自分の趣味嗜好に合うパーソナルショッパーを探ることができます。買付から配送まで細やかな対応でお買い物をサポートしてくれるパーソナルショッパーによって、日本にしながら世界中のトレンドをいち早くキャッチしつつ、自分だけのコーディネートを実現することができます。

2. 事業の経過及び成果

当社は「世界を変える、新しい流れを。」というミッションの下、インターネットを通じて、法人・個人の垣根を壊し、誰もが多様な専門性を生かすことで今まで存在しなかった新しい価値を創造する、“Specialty” Marketplace（スペシャルティマーケットプレイス）「BUYMA（バイマ）」を中心とした事業を展開しております。

当事業年度（2021年2月1日～2022年1月31日）における世界経済は、感染力を増す新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の変異株により、全世界的感染拡大の及ぼす影響が不確定且つ不透明な状況が継続しております。各国においてはワクチン接種を積極的に進めているものの、国・地域ごとの感染状況がワクチン接種の進捗、新型コロナウイルス変異株の蔓延度合い、経済対策の状況には差異が生じており、未だ厳しい状況が続いております。日本経済においても、ワクチン接種の浸透により一時は新規感染者がピークアウトし、この状況を受け、政府では段階的に警戒レベルを引き下げつつ景気対策を投入し始めましたが、新型コロナウイルス変異株の流行や、感染者数の再拡大がみられる地域などにおける緊急事態宣言等の再発出等により、長期化した感染拡大防止策の影響から消費活動は低調に推移しており、企業収益においても急速な減少を余儀なくされている中、即効性のある景気対策の迅速な実施が必要になってきております。また、今後も中長期的には国内外の感染症の動向を注視する必要があり、世界規模での先行き不透明感は増大し続けております。一方で、各業界では新しい生活様式の構築に向けた取り組みにより、社会経済活動のレベル引上げが進められてきており、人と人との接触機会を減らしつつ、商品を購入、サービスを楽しむことができるインターネットサービスを提供する事業会社が果たすべき社会的役割は、あらゆる消費者にとって重要かつ不可欠なものとなりつつあります。

このような環境の中、当社は基幹事業である“Specialty” Marketplace「BUYMA」において、BUYMAが提供するSpecialtyの強化に向けた取り組みを積極的に進めてまいりました。継続的な各機能向上施策に加え、ビッグデータ分析との連携によるマーケティング施策を展開し、一層安全かつ満足度の高い購入体験をBUYMAでお楽しみいただけるよう、サービスを拡充してきております。また、世界中の消費者にBUYMAサービスを提供できるGLOBAL版「BUYMA」も広告拡大による流入増加施策、販売促進施策を積極的に展開し、高成長を継続してきております。

当事業年度におきましては、民間国際物流提携サービス拡充による取扱アイテムの安全かつスピーディな配送強化実現により、昨年度大きな影響を受けた国際配送面での新型コロナウイルス感染症拡大の影響を抑制しつつ、決済手段の追加等サービスインフラを強化し、BUYMAの成長戦略を積極的に展開してきております。MD戦略としては、セレクトショップとの連携強化や有力新規法人の獲得により品揃えの更なる強化を図っており、カテゴリ毎に販売強化施策を展開し、アクセサリーやキッチン・アウトドア、ゴルフアイテム等新たな顧客ニーズの取り込みを実現しております。マーケティング戦略としては、データアナリスト人員の拡充を図り、Marketing Automationツールの運用効率・体制強化、AIによるLife Time Value予測モデルの活用、LTV（ライフタイムバリュー）向上に繋がる広告宣伝及び各種セール施策との連動等のデータドリブンなマーケティング施策の推進力を上げてきております。また、YouTube公式チャンネルやInstagram及びTwitter等のSNS運用も強化してきております。一方で、定額給付金の恩恵による需要の底上げが一巡し、加えて緊急事態宣言の長期化により特にモノ消費における消費行動の低迷や、その後の外出意欲の高まり等の影響により、下半期の総取扱高には伸び悩みがみられました。

以上の結果、会員数は9,688,721人（前期比12.9%増）、商品総取扱高は67,674,690千円（前期比7.6%増）と堅調に拡大し、当事業年度における当社の売上高は7,616,747千円（前期比7.6%増）、営業利益は2,971,217千円（前期比2.0%減）、経常利益は2,979,078千円（前期比1.7%減）、当期純利益は2,055,198千円（前期比2.1%減）となりました。

なお、当社の事業セグメントはソーシャルコマース事業の単一セグメントでありますので、セグメント別の記載は省略しております。

3. 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は32,844千円で、その主なものはオフィス一部解約に伴う新設工事等であります。

4. 資金調達の状況

該当事項はありません。

5. 重要な企業再編等の状況

特記すべき事項はありません。

6. 対処すべき課題

環境変化が著しいインターネット関連業界において、当社が対処すべき主な課題は以下の7点と認識しております。

- ①“Specialty” Marketplace（スペシャルティマーケットプレイス）「BUYMA」の継続的成長
- ②知名度の向上
- ③サイトの安全性強化
- ④取扱商品の拡充
- ⑤競合他社への対応
- ⑥優秀な人材の採用
- ⑦経営管理体制の強化

- ①“Specialty” Marketplace（スペシャルティマーケットプレイス）「BUYMA」の継続的成長
ファッションEC市場はEC化率の高まりに後押しされ、拡大を続けております。このような市場環境に身をおく当社は、市場における位置づけをより確立するべく、更なる事業拡大を図るとともに、ファッションを通じて皆様に常に新しい価値と楽しみを提案し続けることで、長期的な成長を実現してまいりたいと考えております。これらの具現化に向けて、“Specialty” Marketplace「BUYMA」の成長が当社の安定的・継続的な発展に必要な不可欠と考えております。そのためには、サービスの知名度向上に加え、パーソナルショッパーによる安定的な商品供給体制、出品商品の信頼性確保及び更なるサイトのユーザビリティ向上が必須であると考えております。当社では、今後とも積極的な広告・広報活動を推進することにより「BUYMA」の認知度向上を目指していくと同時に、個人情報保護や知的財産権侵害品対策等によるサイトの信頼性・安全性強化、また、組織的な企画・開発体制により、グローバル展開や独自の経済圏確立を含む迅速なサービス向上及び拡大への取り組みを最重要課題として、「BUYMA」の発展に取り組んでいく方針です。

②知名度の向上

当社は、当社が運営するサービスの飛躍的な成長にとって、“Specialty” Marketplace「BUYMA」の知名度の向上が必須であると考えております。また、大手企業との提携等も含めた事業展開をより有利に進めることや、サービスを支える優秀な人材を採用・確保するためには、「エニグモ」自体の知名度の向上も重要であると考えております。当社では今後、効率的且つ積極的な広報活動を推進することにより、サービス並びに当社自体の認知度向上を継続的に目指していく方針です。

③サイトの安全性強化

インターネット上でのショッピングサイト・交流サイトの普及につれて、サイトの安全性維持に対する社会的要請は一層高まりを見せております。当社は、安心・安全な取引の場を提供する立場から、個人情報保護や知的財産権侵害品対策等も含めてサイトの安全性強化を最重要課題として、継続的に取り組んでいく方針です。

④取扱商品の拡充

“Specialty” Marketplaceとしての魅力を向上させ、更に多くのユーザーの多種多様な潜在需要に対応すべく、更なる出品者の積極的獲得を行い、これらの出品者に対してトレンド情報の発信を展開・促進することで、媒体全体の取扱商品の拡充を図ってまいります。

⑤競合他社への対応

ファッション市場においては競合他社も取り組みを強化しており、今後競争が一層厳しくなっていくと予想されますが、多様化する世界中のファッションアイテムから旬な商品を限りなくラインナップできる当社独自の強みとサービスの利便性を強化し、既存サービスの更なる成長を進めるとともに、これらの基盤を活かした新たなサービスの展開にも積極的に取り組んでまいります。

⑥優秀な人材の採用

グローバル展開を含めた今後の成長を推進するにあたり、VALUEを体現する優秀で熱意のある人材を適時に採用することが、重要な課題と認識しているため、従業員が高いモチベーションを持って働ける環境や仕組みの整備・運用を進めてまいります。

⑦経営管理体制の強化

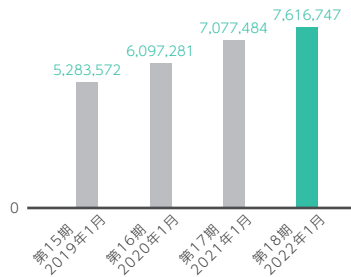
当社は、市場動向、競合企業、顧客ニーズ等の変化に対して速やかに且つ柔軟に対応できる組織を運営するため、経営管理体制の更なる強化に努めてまいります。また、企業価値を継続的に向上させるため、内部統制の更なる強化、法令遵守の徹底に努めてまいります。

7. 財産及び損益の状況の推移

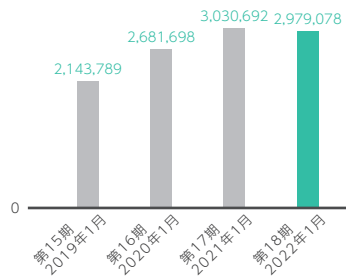
区 分	2019年1月期 第15期	2020年1月期 第16期	2021年1月期 第17期	2022年1月期 第18期 (当事業年度)
売上高 (千円)	5,283,572	6,097,281	7,077,484	7,616,747
営業利益 (千円)	2,143,820	2,692,574	3,033,218	2,971,217
経常利益 (千円)	2,143,789	2,681,698	3,030,692	2,979,078
当期純利益 (千円)	1,536,017	1,860,539	2,098,968	2,055,198
1株当たり当期純利益 (円)	36.89	44.68	50.41	49.35
総資産 (千円)	7,151,352	8,835,482	12,737,206	13,676,101
純資産 (千円)	5,511,474	7,371,913	9,220,577	10,858,982

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しておりません。
2. 当社は、2019年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第15期(2019年1月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第15期より事業報告を単体ベースで作成しておりますので、上記の推移につきましても単体ベースの4期分を記載しております。

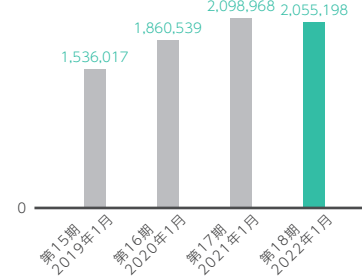
売上高 (千円)



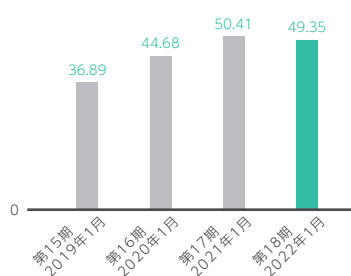
経常利益 (千円)



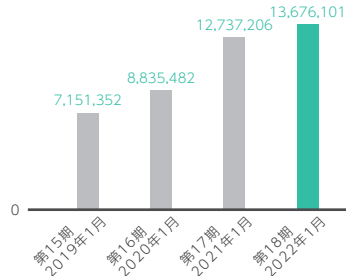
当期純利益 (千円)



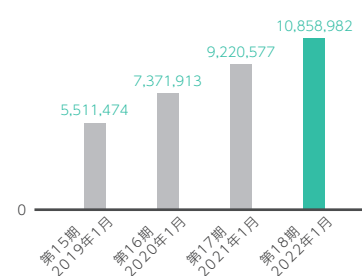
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (千円)



純資産 (千円)



8. 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

当事業年度において、当社の連結対象の子会社はありません。

9. 主要な事業所

(2022年1月31日現在)

本社：東京都港区

10. 従業員の状況

(2022年1月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減
121名	8名

(注) 従業員数にはアルバイトの年間平均雇用人員18名（1日8時間換算）を含めております。

11. 主要な借入先

(2022年1月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

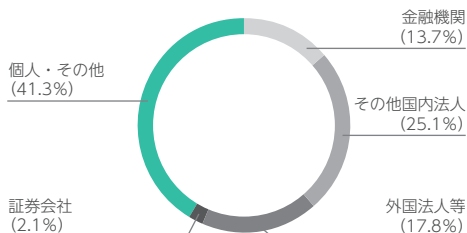
(2022年1月31日現在)

- 1. 発行可能株式総数 119,600,000株
- 2. 発行済株式の総数 42,642,000株 (自己株式1,000,040株を含む。)
- 3. 株主数 9,157名
- 4. 大株主

株主名	持株数	持株比率
ソニーグループ株式会社	10,000,000 株	24.0 %
須田 将啓	5,160,000 株	12.4 %
安藤 英男	3,450,000 株	8.3 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,761,300 株	6.6 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,211,700 株	5.3 %
木下 圭一郎	716,000 株	1.7 %
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH) /SMTTIL/JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC (常任代理人 株式会社三井住友銀行デットファイナンス営業部)	548,900 株	1.3 %
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	473,400 株	1.1 %
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	456,702 株	1.1 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NONTREATY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	411,200 株	1.0 %

(注) 1. 当社は自己株式を1,000,040株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. 所有者別株式分布状況



3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
(2022年1月31日現在)

第10回新株予約権		
保有人数	当社取締役（社外取締役を除く）	2名
新株予約権の数		2,844個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数		284,400株
新株予約権の払込金額	要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1 個当たり (1 株当たり)	92,700円 927円)
新株予約権の行使期間	自 2022年4月25日 至 2030年4月24日	

新株予約権の主な行使条件

- ① 当社の2021年1月期から2025年1月期までのいずれかの決算期において売上高（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高をいい、以下同様とする。）及び営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が（ア）乃至（エ）に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる場合（以下、「行使可能割合」という。）の個数（1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を限度として、行使期間中において本新株予約権を行使することができる。
- （ア）売上高が70億円、且つ、営業利益が30億円を超過した場合
行使可能割合 15%
 - （イ）売上高が87億円、且つ、営業利益が35億円を超過した場合
行使可能割合 40%
 - （ウ）売上高が100億円、且つ、営業利益が44億円を超過した場合
行使可能割合 70%

第10回新株予約権

(エ) 売上高が114億円、且つ、営業利益が50億円を超過した場合

行使可能割合 100%

なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権の主な行使条件

- ② 新株予約権者は、割当日以降に当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役又は使用人の地位を全て喪失した場合には、新株予約権者としての地位を喪失し、以後、当該新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 本新株予約権を1個未満の単位で行使することはできない。
- ⑥ その他の条件は2020年4月24日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「第10回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

第11回新株予約権		
保有人数	当社取締役（社外取締役を除く）	1名
新株予約権の数		1,422個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数		142,200株
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり	234円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり (1株当たり)	96,100円 961円)
新株予約権の行使期間	自 2022年4月25日 至 2030年4月24日	

新株予約権の主な行使条件

- ① 当社の2021年1月期から2025年1月期までのいずれかの決算期において売上高（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高をいい、以下同様とする。）及び営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が（ア）乃至（ウ）に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる場合（以下、「行使可能割合」という。）の個数（1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。）を限度として、行使期間中において本新株予約権を行使することができる。
- （ア）売上高が87億円、且つ、営業利益が35億円を超過した場合
行使可能割合 40%
 - （イ）売上高が100億円、且つ、営業利益が44億円を超過した場合
行使可能割合 70%
 - （ウ）売上高が114億円、且つ、営業利益が50億円を超過した場合
行使可能割合 100%

第11回新株予約権

なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権の主な行使条件

- ② 上記①の業績条件を達成し、権利行使可能となったにも関わらず、本新株予約権の行使期間の間に、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は行使可能となった全ての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のあると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 本新株予約権を1個未満の単位で行使することはできない。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(2022年1月31日現在)

1. 取締役及び監査役の状況

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役 (最高経営責任者)	須 田 将 啓	
取 締 役 (最高執行責任者)	安 藤 英 男	
取 締 役 (コーポレートオペレーション本部長)	金 田 洋 一	
取 締 役	小田島 伸 至	ソニーグループ株式会社 Startup Acceleration部門 副部門長 兼COSIA事業部 統括部長 兼Open Innovation & Collaboration部 統括部長 兼Business Acceleration部 統括部長 エアロセンス株式会社 取締役
取 締 役	谷 村 格	エムスリー株式会社 代表取締役社長
常勤監査役	雨 宮 哲 二	
監 査 役	西 本 強	日比谷パーク法律事務所 パートナー弁護士 公益財団法人日本サッカー協会 監事 株式会社ブロードリーフ 社外監査役 株式会社島津製作所 社外監査役
監 査 役	江戸川 泰 路	EDiX Professional Group江戸川公認会計士事務所 代表パートナー EDiX株式会社 代表取締役 株式会社産業革新投資機構 監査役

- (注) 1. 取締役小田島伸至氏及び取締役谷村格氏は社外取締役であります。
 2. 監査役雨宮哲二氏、西本強氏及び江戸川泰路氏は社外監査役であります。
 3. 監査役雨宮哲二氏及び江戸川泰路氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・監査役雨宮哲二氏は、アパレル系商社にて管理本部長、執行役員を歴任し決算手続並びに財務諸表作成等に從事しておりました。
 ・監査役江戸川泰路氏は公認会計士の資格を有しております。
 4. 取締役小田島伸至氏、取締役谷村格氏及び監査役雨宮哲二氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がないときは、月額報酬2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額を限度としております。

3. 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	株式報酬	
取締役	191,658	191,658	—	3
監査役	13,950	13,950	—	3
(うち社外監査役)	(13,950)	(13,950)	—	(3)
合計	205,608	205,608	—	6
(うち社外役員)	(13,950)	(13,950)	—	(3)

(注) 1. 社外取締役については無報酬であります。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2019年4月25日開催の第15回定時株主総会において年額600,000千円以内（うち、社外取締役年額80,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。

また、2020年4月24日開催の第16回定時株主総会において、上記報酬枠内にて、各取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額として年額300,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名です。

監査役の金銭報酬の額は、2019年4月25日開催の第15回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

③役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております（なお、2021年12月14日開催の取締役会において、一部改定しております）。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の役員報酬は、着実な利益成長、安定的なキャッシュ・フローの創出及びステークホルダーと良好な関係を築きつつ持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を可能とすることを目的とし、過度なリスクテイクを抑制しつつ、短期のみならず、中長期的な業績向上へ役員等の貢献意欲を高めるよう、専門機関による報酬調査結果を参考にしつつ、事業規模や収益性が概ね同程度以上の国内企業経営者の報酬に比して市場競争力のある報酬水準となるよう確認し、前事業年度の業績を考慮し決定の上毎月定額を支給する基本報酬（金銭報酬）及び中長期の業績と連動させることを期待した株式報酬によって構成するものとし、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、透明性・公正性・合理性を確保し、取締役会の決議によって決定する。なお、社外取締役については基本報酬（金銭報酬）のみによって構成するものとする。

b. 基本報酬（金銭報酬）について

基本報酬は、職責及び役位等に応じて定めるものとし、前事業年度の売上高・営業利益等の業績、業種や収益規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営環境等を勘案して、適宜見直すものとする。

c. 株式報酬について

取締役の報酬と中長期の業績との連動性を高め、企業価値の持続的な向上への適切な動機づけを図るため、ストックオプションとしての新株予約権報酬を付与する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に取締役割り当てる新株予約権の数は6,000個を上限とする。

新株予約権を行使することができる期間は発行決議日後2年を経過した日から10年以内の範囲とする。

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

付与数は、2020年4月開催の定時株主総会において承認された年額300百万円の範囲内で、役位、職責、株価等を踏まえ、後述の報酬の種類ごとの割合の決定に関する方針に従い算定する株式数とする。

d. 報酬の種類ごとの割合の決定に関する方針

基本報酬、株式報酬の配分比率は、85%（基本報酬）：15%（株式報酬）を目安とし、各取締役の職位等や目標達成度に応じて適切な額を付与する。

e. 報酬等の支給時期又は条件の決定に関する方針

報酬等の支給時期又は条件の決定については、原則として以下のとおりとする。

(ア) 基本報酬

毎年4月開催の定時株主総会終結後に開催する取締役会において、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で個別の年額を決議決定の上、5月～4月の期間で年額の1/12を定期同額報酬として毎月支給する。

(イ) 株式報酬

毎年4月開催の定時株主総会終結後に開催する取締役会において付与の有無、個別の株式数を決議決定し付与する。

4. 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者の兼職状況

- ・取締役小田島伸至氏は、ソニーグループ株式会社のStartup Acceleration部門 副部門長、COSIA事業部 統括部長、Open Innovation & Collaboration部 統括部長及びBusiness Acceleration部 統括部長であります。なお、ソニーグループ株式会社は当社の株主であります。当社とソニーグループ株式会社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
- ・取締役谷村格氏は、エムスリー株式会社の代表取締役社長であります。当社とエムスリー株式会社との間には、重要な取引その他の関係はありません。
- ・監査役西本強氏は、日比谷パーク法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と日比谷パーク法律事務所との間には、重要な取引その他の関係はありません。
- ・監査役江戸川泰路氏は、EDiX株式会社の代表取締役及び江戸川公認会計士事務所の代表パートナーであります。当社とEDiX株式会社及び江戸川公認会計士事務所との間には、重要な取引その他の関係はありません。

②他の法人等の社外役員等の兼職状況

- ・監査役西本強氏は、公益財団法人日本サッカー協会の監事及び株式会社ブロードリーフの社外監査役並びに株式会社島津製作所の社外監査役であります。当社と公益財団法人日本サッカー協会及び株式会社ブロードリーフ並びに株式会社島津製作所との間には、重要な取引その他の関係はありません。
- ・監査役江戸川泰路氏は、株式会社産業革新投資機構の監査役であります。当社と株式会社産業革新投資機構との間には、重要な取引その他の関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況
取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	小田島 伸 至	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 主に事業経営に関する見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、取締役会を通じて、当社の経営体制の強化について専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	谷 村 格	当事業年度に開催された取締役会13回の内11回に出席いたしました。 主に経営者としての見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っており、取締役会を通じて、当社の経営体制の強化について専門的な立場から監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	雨 宮 哲 二	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会13回の全てに出席し、主に経営管理に関する見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	西 本 強	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会13回の全てに出席し、弁護士として専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	江戸川 泰 路	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また監査役会13回の全てに出席し、公認会計士として専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 22,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,000千円 |

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人との監査契約の内容に照らし、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分
該当事項はありません。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分
該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

①当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a 当社のすべての取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「ミッション」「ビジョン」「バリュー」に基づいた適正且つ健全な企業活動を行う。
- b 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- c コンプライアンスの状況は、各部門責任者が参加する経営会議等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- d 代表取締役直轄の内部監査担当を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用するものとし、社外からの通報については、コーポレートオペレーション本部を窓口として定め、適切に対応する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「決裁規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- b 当社の取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 当社の取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
- b リスク情報等については、各部門責任者より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコーポレートオペレーション本部が行うものとする。

- c 不測の事態が発生した場合には、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速且つ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - d 内部監査担当は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 当社は取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を行い、執行責任の明確化及び業務執行の迅速化を図る観点から執行役員制度を採用する。
 - b 当社の取締役の職務執行を決定するために、取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念(ミッション)、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
 - c 当社の各部門においては、「職務権限規程」及び「組織・業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
- ⑤当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役は、コーポレートオペレーション本部所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- a 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、当社並びに子会社の取締役及び監査役並びに使用人に説明を求めることができることとする。
 - b 当社の取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
- ⑦監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役へ報告した当社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護することとする。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。なお、監査役は、当該費用の支出に当たっては、その効率性及び適正性に留意するものとする。

⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a 監査役は、内部監査担当と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

b 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

⑩財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

b コーポレートオペレーション本部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

c 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、当該内部統制システム構築に係る基本方針に基づく具体的な運用状況の概要は以下のとおりであります。

①職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み状況

取締役会は5名で構成され、社外監査役3名も出席しております。

当事業年度において取締役会は13回開催され、業務執行状況などの監督を行うとともに、各議案の審議に当たっては、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。また、職務執行の効率性を確保するため、当事業年度において、部長以上で構成される経営会議を12回開催し、経営方針や人事・事業戦略などについて報告・協議を行っております。

②監査役監査の実効性の確保に関する取り組みの状況

監査役会は、社外監査役3名で構成されております。

監査役は、取締役会、経営会議、リスク管理委員会等をはじめとする重要な会議への出席、稟議書等の重要書類を閲覧するほか、代表取締役との意見交換、取締役・使用人からの報告、使用人からの担当業務の聴取を通じて、監査の実効性を図りました。当事業年度において監査役会は13回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

③リスク管理に関する取り組みの状況

経営に重大な影響を及ぼすリスク発生の未然防止やリスク発生時の被害を最小限にとどめることを目的として、リスク管理規程を定め、対応策を平常時から検討する等のリスク管理に努めております。リスク管理委員会を四半期毎に開催し、部門別のリスク管理・対応策を確認し、全社に向けた注意喚起を実施しております。

~~~~~

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、対前期増減率その他の比率は特段の注記がない限り、小数第2位以下を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(単位：千円)

| 科 目             | 第 18 期<br>2022年1月31日現在 | (ご参考) 第17期<br>2021年1月31日現在 | 科 目              | 第 18 期<br>2022年1月31日現在 | (ご参考) 第17期<br>2021年1月31日現在 |
|-----------------|------------------------|----------------------------|------------------|------------------------|----------------------------|
| <b>資 産 の 部</b>  |                        |                            | <b>負 債 の 部</b>   |                        |                            |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,312,897</b>      | <b>12,339,150</b>          | <b>流動負債</b>      | <b>2,809,889</b>       | <b>3,509,476</b>           |
| 現金及び預金          | 12,844,859             | 11,807,725                 | 未払金              | 247,234                | 362,214                    |
| 売掛金             | 320,402                | 331,943                    | 未払費用             | 4,297                  | 8,094                      |
| 商品              | 8,060                  | 5,071                      | 未払法人税等           | 429,404                | 666,181                    |
| 貯蔵品             | 4,533                  | 5,061                      | 未払消費税等           | 64,235                 | 149,736                    |
| 前渡金             | 32,525                 | 61,089                     | 預り金              | 2,008,973              | 2,273,483                  |
| 前払費用            | 42,409                 | 42,347                     | 資産除去債務           | —                      | 13,800                     |
| 未収入金            | 58,232                 | 84,629                     | ポイント引当金          | 44,151                 | 33,300                     |
| その他             | 1,873                  | 1,281                      | その他              | 11,593                 | 2,665                      |
| <b>固定資産</b>     | <b>363,203</b>         | <b>398,056</b>             | <b>固定負債</b>      | <b>7,228</b>           | <b>7,152</b>               |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>46,509</b>          | <b>68,746</b>              | 資産除去債務           | 7,228                  | 7,152                      |
| 建物              | 27,889                 | 43,382                     | <b>負債合計</b>      | <b>2,817,118</b>       | <b>3,516,629</b>           |
| 工具器具備品          | 18,620                 | 25,363                     | <b>純 資 産 の 部</b> |                        |                            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>11,730</b>          | <b>10,671</b>              | <b>株主資本</b>      | <b>10,818,443</b>      | <b>9,179,664</b>           |
| ソフトウェア          | 11,711                 | 10,652                     | 資本金              | 381,903                | 381,903                    |
| その他             | 18                     | 18                         | 資本剰余金            | 391,474                | 391,474                    |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>304,964</b>         | <b>318,638</b>             | 資本準備金            | 321,103                | 321,103                    |
| 投資有価証券          | 222,764                | 193,341                    | その他資本剰余金         | 70,371                 | 70,371                     |
| 関係会社株式          | 104                    | 104                        | <b>利益剰余金</b>     | <b>10,460,495</b>      | <b>8,821,715</b>           |
| 敷金及び保証金         | 32,336                 | 63,820                     | その他利益剰余金         | 10,460,495             | 8,821,715                  |
| 長期前払費用          | 3,327                  | 5,351                      | 繰越利益剰余金          | 10,460,495             | 8,821,715                  |
| 繰延税金資産          | 46,431                 | 56,020                     | <b>自己株式</b>      | <b>△415,429</b>        | <b>△415,429</b>            |
| <b>資産合計</b>     | <b>13,676,101</b>      | <b>12,737,206</b>          | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>20</b>              | <b>394</b>                 |
|                 |                        |                            | その他有価証券評価差額金     | 20                     | △160                       |
|                 |                        |                            | 繰延ヘッジ損益          | —                      | 554                        |
|                 |                        |                            | <b>新株予約権</b>     | <b>40,519</b>          | <b>40,519</b>              |
|                 |                        |                            | <b>純資産合計</b>     | <b>10,858,982</b>      | <b>9,220,577</b>           |
|                 |                        |                            | <b>負債・純資産合計</b>  | <b>13,676,101</b>      | <b>12,737,206</b>          |



# 損益計算書

(単位：千円)

| 科 目          | 第18期                           | (ご参考) 第17期                     |
|--------------|--------------------------------|--------------------------------|
|              | 自 2021年 2月 1日<br>至 2022年 1月31日 | 自 2020年 2月 1日<br>至 2021年 1月31日 |
| 売上高          | 7,616,747                      | 7,077,484                      |
| 売上原価         | 1,472,946                      | 1,327,328                      |
| 売上総利益        | 6,143,800                      | 5,750,156                      |
| 販売費及び一般管理費   | 3,172,582                      | 2,716,938                      |
| 営業利益         | 2,971,217                      | 3,033,218                      |
| 営業外収益        | 27,191                         | 2,113                          |
| 受取利息         | 105                            | 107                            |
| 為替差益         | 21,048                         | —                              |
| 未払成約代金受入益    | 2,292                          | 1,753                          |
| 助成金収入        | 2,420                          | —                              |
| その他          | 1,325                          | 251                            |
| 営業外費用        | 19,329                         | 4,638                          |
| 為替差損         | —                              | 1,837                          |
| 株式交付費        | —                              | 180                            |
| 投資有価証券評価損    | 3,000                          | —                              |
| 投資事業組合運用損    | 6,682                          | 2,617                          |
| 債権整理損        | 9,002                          | —                              |
| 雑損失          | 643                            | 4                              |
| 経常利益         | 2,979,078                      | 3,030,692                      |
| 特別利益         | —                              | 3,400                          |
| 固定資産売却益      | —                              | 15                             |
| 投資有価証券売却益    | —                              | 3,385                          |
| 特別損失         | 32,595                         | 81                             |
| 固定資産売却損      | 55                             | 81                             |
| 固定資産除却損      | 32,540                         | —                              |
| 税引前当期純利益     | 2,946,483                      | 3,034,011                      |
| 法人税、住民税及び事業税 | 881,529                        | 954,379                        |
| 法人税等調整額      | 9,754                          | △19,336                        |
| 当期純利益        | 2,055,198                      | 2,098,968                      |

# 株主資本等変動計算書

(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

(単位：千円)

|                             | 株主資本    |         |          |         |                     |          |              |
|-----------------------------|---------|---------|----------|---------|---------------------|----------|--------------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金   |          |         | 利益剰余金               | 自己株式     | 株主資本計<br>株資合 |
|                             |         | 資本準備金   | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 |          |              |
| 2021年2月1日残高                 | 381,903 | 321,103 | 70,371   | 391,474 | 8,821,715           | △415,429 | 9,179,664    |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |          |         |                     |          |              |
| 当期純利益                       |         |         |          |         | 2,055,198           |          | 2,055,198    |
| 剰余金の配当                      |         |         |          |         | △416,419            |          | △416,419     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |         |          |         |                     |          | —            |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —       | —        | —       | 1,638,779           | —        | 1,638,779    |
| 2022年1月31日残高                | 381,903 | 321,103 | 70,371   | 391,474 | 10,460,495          | △415,429 | 10,818,443   |

|                             | 評価・換算差額等             |                 |                    | 新株予約権  | 純資産合計      |
|-----------------------------|----------------------|-----------------|--------------------|--------|------------|
|                             | その他<br>有価証券評価<br>差額金 | 繰延<br>ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等<br>合計 |        |            |
| 2021年2月1日残高                 | △160                 | 554             | 394                | 40,519 | 9,220,577  |
| 事業年度中の変動額                   |                      |                 |                    |        |            |
| 当期純利益                       |                      |                 |                    |        | 2,055,198  |
| 剰余金の配当                      |                      |                 |                    |        | △416,419   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 180                  | △554            | △374               | —      | △374       |
| 事業年度中の変動額合計                 | 180                  | △554            | △374               | —      | 1,638,405  |
| 2022年1月31日残高                | 20                   | —               | 20                 | 40,519 | 10,858,982 |

## 個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記  
該当事項はありません。
2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式  
移動平均法による原価法により評価しております。  
その他有価証券  
時価のないもの  
移動平均法による原価法により評価しております。  
なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
  - (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
時価法によっております。
  - (3) 固定資産の減価償却の方法
    - ①有形固定資産  
定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|   |       |        |
|---|-------|--------|
| 建 | 物     | 8年～50年 |
| 工 | 具器具備品 | 3年～10年 |
    - ②無形固定資産  
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
  - (4) 引当金の計上基準  
ポイント引当金  
BUYMAサービスの会員に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②重要なヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約取引については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約取引、ヘッジ対象は外貨建予定取引であります。

c ヘッジ方針

内部規程で定めるリスク管理方針に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

d ヘッジ有効性の評価方法

ヘッジ手段の相場変動の累計とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、比率分析する方法によっております。

③消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

投資有価証券の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券 222,764千円

投資有価証券評価損 3,000千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券のうち、非上場株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、超過収益力を加味して取得した非上場株式については、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ50%超低下しており、また実績が取得時点の事業計画を一定期間下回る等の理由により超過収益力の低下が認められる場合には、減損処理を実施する方針です。

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資時における超過収益力を検討する際には、過去の実績や入手した投資先の事業計画等を総合的に勘案し検討しますが、当該検討には見積りの要素が含まれており、事業計画に含まれる売上高成長率が主要な仮定となります。

②翌事業年度の計算書類に与える影響

翌事業年度において、投資先の業績が事業計画を下回る場合には、減損処理を行う可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 87,146千円

(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

|        |         |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 5,762千円 |
| 長期金銭債権 | 213千円   |
| 短期金銭債務 | 947千円   |

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

|           |          |
|-----------|----------|
| 営業取引(支出分) | 11,811千円 |
|-----------|----------|

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：千株)

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度末<br>の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 42,642          | —              | —              | 42,642         |

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 1,000,040株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

| 決議                   | 株式の<br>種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|-------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 2021年4月28日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 利益剰余金 | 416,419            | 10                  | 2021年1月31日 | 2021年4月30日 |

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の<br>種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-----------|-------|--------------------|---------------------|------------|------------|
| 2022年4月28日<br>定時株主総会 | 普通株式      | 利益剰余金 | 416,419            | 10                  | 2022年1月31日 | 2022年4月28日 |

(4) 新株予約権に関する事項

新株予約権につきましては、権利行使期間の初日が到来していないので、記載を省略しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資及び短期的な運転資金を自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替の変動リスクヘッジを目的とした為替予約取引であり、投機的な取引は行わない方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である未払金は1年以内の支払期日であり、未払金及び預り金は流動性リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の「2. (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載されている「②重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程及び与信管理規程に従い営業債権についてコーポレートオペレーション本部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関する社内規程に従い、担当者が決裁担当者の承認を得て行っております。

また、投資有価証券については、定期的にその時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との連携状況等を勘案しながら継続的な見直しを実施しております。

c 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、利益計画に基づきコーポレートオペレーション本部が資金繰り計画を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|        | 貸借対照表計上額     | 時価           | 差額 |
|--------|--------------|--------------|----|
| 現金及び預金 | 12,844,859千円 | 12,844,859千円 | —  |
| 資産計    | 12,844,859千円 | 12,844,859千円 | —  |
| 未払法人税等 | 429,404千円    | 429,404千円    | —  |
| 未払消費税等 | 64,235千円     | 64,235千円     | —  |
| 預り金    | 2,008,973千円  | 2,008,973千円  | —  |
| 負債計    | 2,502,612千円  | 2,502,612千円  | —  |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

未払法人税等・未払消費税等

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

預り金

要求払いの残高については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。またその他短期で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

該当するものではありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

当事業年度末において、該当するものではありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分           | 貸借対照表計上額  |
|--------------|-----------|
| 非上場株式        | 157,035千円 |
| 投資事業有限責任組合出資 | 65,729千円  |

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内         | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|--------|--------------|-------------|--------------|------|
| 現金及び預金 | 12,844,859千円 | —           | —            | —    |
| 合計     | 12,844,859千円 | —           | —            | —    |



9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                |          |
|----------------|----------|
| (繰延税金資産)       |          |
| ポイント引当金        | 13,521千円 |
| 一括償却資産償却超過額    | 1,549千円  |
| 資産除去債務         | 308千円    |
| ソフトウェア         | 4,490千円  |
| 投資有価証券         | 3,886千円  |
| 未払事業所税         | 676千円    |
| 未払事業税          | 22,007千円 |
| 繰延税金資産合計       | 46,440千円 |
| (繰延税金負債)       |          |
| その他投資有価証券評価差額金 | △8千円     |
| 繰延税金負債合計       | △8千円     |
| 繰延税金資産の純額      | 46,431千円 |

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 259円80銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 49円35銭  |

12. 重要な後発事象に関する注記

(投資有価証券の取得)

1. 当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、株式会社MEGURUに出資することを決議し、2022年2月28日に払込を行いました。

(1) 出資目的

旅行市場におけるプラットフォーム事業の拡大、及びBUYMA TRAVEL事業との協業等を目的としております。

(2) 出資額

270,000千円

(3) 出資資金の調達方法

手元資金によるものであります。

(4) 出資比率

相手先の意向により非開示とさせていただきます。

2. 当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、SEN Virtual Fashion Incが発行する、新株引受権を取得することを決議いたしました。

(1) 出資目的

同社が保有するグローバルでのネットワークを活用し、メタバース上でのファッションビジネスに対する知見を獲得することで、将来拡大が期待されるメタバース関連ビジネス進出への先行的な判断指標を蓄積することを目的としております。

(2) 出資額

170万米ドル

(3) 出資資金の調達方法

手元資金によるものであります。

(4) 出資比率

相手先の意向により非開示とさせていただきます。

13. その他の注記

(1) 資産除去債務に関する注記

①当該資産除去債務の概要

事務所移転の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を移転時から50年と見積もり、割引率は1.066%の利率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③当事業年度における当該資産除去債務の増減

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 期首残高            | 20,952千円  |
| 時の経過による調整額      | 76千円      |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △13,800千円 |
| 期末残高            | 7,228千円   |

## (2) 追加情報

### (新型コロナウイルスの影響)

新型コロナウイルスの影響に関して、同感染症の今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあります。現時点において、将来のキャッシュ・フロー及び将来の事業環境等の予測にあたって同感染症は、一定の影響を及ぼすものの、限定的であると判断しております。また、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性、投資有価証券の評価等の会計上の見積りに関して、重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、今後の状況の変化によっては、翌事業年度以降の計算書類に影響を与える可能性があるため、今後も注視してまいります。

### (投資ファンドへの出資)

当社は、2021年12月14日開催の取締役会において、Verod Kepple Africa Venturesが組成した「Verod Kepple Africa Ventures」ファンドへ出資することを決議し、2022年2月21日付で投資契約を締結しました。

#### 1. 目的

当社は「世界を変える、新しい流れを。」というミッションの下、“Specialty” Marketplace「BUYMA」を中心とした事業を展開しておりますが、「BUYMA」における今後の成長戦略及び事業の方向性として、事業領域の拡大と新しい事業領域の獲得により、中長期でのさらなる成長及び経営理念の達成を目指して事業運営を行っております。成長戦略の中でも重点に置いている「世界中の消費者へのBUYMAサービスの提供」について、今後成長が期待されるアフリカ経済圏で一定の投資リターンを確保しつつ、同経済圏における有望な事業及び企業への貴重な調査・接触手段としての機能を果たすことにながると考えております。

#### 2. ファンドの概要

- ①名称 Verod Kepple Africa Ventures
- ②形態 Verod-Kepple Africa Ventures SCSp (Main Fund)  
Verod-Kepple Nigeria Ventures LP (Parallel Fund)
- ③委託金額 1百万米ドル

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月15日

株式会社 エニグモ  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 工藤 雄一  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 浜田 陽介  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エニグモの2021年2月1日から2022年1月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年2月1日から2022年1月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、指摘すべき事項はなく、その整備運用についても、継続的な改善が図られているものと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月18日

|          |       |   |
|----------|-------|---|
| 株式会社エニグモ | 監査役会  |   |
| 常勤社外監査役  | 雨宮哲二  | ㊟ |
| 社外監査役    | 西本強   | ㊟ |
| 社外監査役    | 江戸川泰路 | ㊟ |

以上

## 第1号議案 剰余金処分の件

第18期の期末配当につきましては、当期の業績、来期以降の事業及び投資計画並びに内部留保とのバランスを総合的に勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は416,419,600円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年4月28日
- (4) 配当金支払開始日  
2022年5月2日



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社は、取締役会の監督機能の一層の強化によるコーポレート・ガバナンスの更なる一層の充実とともに、権限委任による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるという観点から、委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会を設置し、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、当法定款につきまして所要の変更をするものです。  
 なお、本議案が承認可決され、第3号議案及び第4号議案が原案とおりに承認可決されますと、監査等委員会設置会社移行後の取締役会は、取締役7名の内、過半数となる4名が社外取締役で構成される体制となります。
- (2) 社外取締役のほか、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第27条の変更を行うものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。（変更案第15条及び附則）
- (4) 遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図り、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することで、株主様の利益を確保するため、完全電子化による株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、定款の一部を変更するとともに、効力発生日に関する附則を設けるものです。（変更案第12条及び附則）

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                          | 変 更 案                            |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 第1章 総 則                          | 第1章 総 則                          |
| 第1条～第3条（条文省略）<br>（機関）            | 第1条～第3条（現行どおり）<br>（機関）           |
| 第4条<br>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条<br>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 取締役会<br/> <u>(2) 監査役</u><br/> <u>(3) 監査役会</u><br/> (4) 会計監査人<br/> 第5条 (条文省略)</p>                                                                                                            | <p>(1) 取締役会<br/> <u>(2) 監査等委員会</u><br/> (削除)<br/> (3) 会計監査人<br/> 第5条 (現行どおり)</p>                          |
| <p>第2章 株 式<br/> 第6条～第11条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                | <p>第2章 株 式<br/> 第6条～第11条 (現行どおり)</p>                                                                      |
| <p>第3章 株主総会<br/> (招集)<br/> 第12条<br/> (条文省略)<br/> (新設)</p>                                                                                                                                          | <p>第3章 株主総会<br/> (招集)<br/> 第12条<br/> (現行どおり)</p>                                                          |
| <p>第13条～第14条 (条文省略)<br/> <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示と<br/> みなし提供)</u></p>                                                                                                                              | <p>②<u>当会社の株主総会は、場所の定めのない株<br/> 主総会とすることができる。</u><br/> 第13条～第14条 (現行どおり)<br/> (削除)</p>                    |
| <p>第15条<br/> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総<br/> 会参考書類、事業報告、計算書類及び連結<br/> 計算書類に記載又は表示をすべき事項に係<br/> る情報を、法務省令に定めるところに従い<br/> インターネットを利用する方法で開示する<br/> ことにより、株主に対して提供したものと<br/> みなすことができる。</u><br/> (新設)</p> | <p><u>(電子提供措置等)</u><br/> 第15条<br/> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総<br/> 会参考書類等の内容である情報について電<br/> 子提供措置をとる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第16条～第17条（条文省略）<br/>           第4章 取締役及び取締役会<br/>           （員数）<br/>           第18条<br/>           当社の取締役は、<u>6</u>名以内とする。<br/>           （新設）</p> <p>（選任方法）<br/>           第19条<br/>           取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>②～③（条文省略）<br/>           （新設）</p> <p>（任期）<br/>           第20条<br/>           取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>第16条～第17条（現行どおり）<br/>           第4章 取締役及び取締役会<br/>           （員数）<br/>           第18条<br/>           当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p>②前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>（選任方法）<br/>           第19条<br/>           取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>②～③（現行どおり）<br/>           ④補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>（任期）<br/>           第20条<br/>           取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                        | 変 更 案                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                           | ③ <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>                                 |
| (新設)                                                                           | ④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>               |
| (取締役会の招集及び議長)                                                                  | (取締役会の招集及び議長)                                                                                          |
| 第21条<br>取締役会は、代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会で指定された代表取締役とする。）がこれを招集し、その議長となる。          | 第21条<br>取締役会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、</u> 代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会で指定された代表取締役とする。）がこれを招集し、その議長となる。        |
| ②（条文省略）<br>(取締役会の招集通知)                                                         | ②（現行どおり）<br>(取締役会の招集通知)                                                                                |
| 第22条<br>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 | 第22条<br>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                               |
| ② <u>取締役及び監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。                     | ② <u>取締役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。                                                  |
| 第23条（条文省略）<br>(新設)                                                             | 第23条（現行どおり）<br><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>                                                                  |
|                                                                                | 第24条<br><u>当会社は、会社法第399条の13第6項により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役最高経営責任者（CEO）1名以上を定め、必要に応じて、取締役最高執行責任者（COO）、取締役最高財務責任者（CFO）、取締役最高技術責任者（CTO）各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>③～④（条文省略）</p> <p>第25条（条文省略）<br/>（報酬等）</p> <p>第26条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第25条</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役最高経営責任者（CEO）1名以上を定め、必要に応じて、取締役最高執行責任者（COO）、取締役最高財務責任者（CFO）、取締役最高技術責任者（CTO）各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>③～④（現行どおり）</p> <p>第26条（現行どおり）<br/>（報酬等）</p> <p>第27条</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>定める。</p> |
| <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、月額報酬2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>                                                                                                                                                                                | <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、月額報酬2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>                                                                                                                                                                                                                           |

| 現 行 定 款                                                                                                    | 変 更 案                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 第28条 (条文省略)                                                                                                | 第29条 (現行どおり)                      |
| <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u><br/>(員数)</p>                                                                       | <p>第5章 <u>監査等委員会</u><br/>(削除)</p> |
| <p>第29条<br/><u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>                                                                   |                                   |
| <p>(選任方法)<br/>第30条</p>                                                                                     | (削除)                              |
| <p><u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>                                                                           |                                   |
| <p>②<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                            |                                   |
| <p>③<u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>                 |                                   |
| <p>④<u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |                                   |
| <p>(任期)<br/>第31条</p>                                                                                       | (削除)                              |
| <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>                                        |                                   |
| <p>②<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                     |                                   |
| <p>(常勤の監査役)<br/>第32条</p>                                                                                   | (削除)                              |
| <p><u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                   |                                   |

| 現 行 定 款                                                                                                                   | 変 更 案                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| (新設)                                                                                                                      | <u>(常勤の監査等委員)</u>                                                    |
| (監査役会の招集通知)                                                                                                               | <u>第30条</u>                                                          |
| 第33条                                                                                                                      | 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。                                |
| 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。                                                          | (監査等委員会の招集通知)                                                        |
| ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。                                                                               | 第31条                                                                 |
| (監査役会規程)                                                                                                                  | 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 |
| 第34条                                                                                                                      | ②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。                     |
| 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。                                                                              | (監査等委員会規則)                                                           |
| <u>(報酬等)</u>                                                                                                              | 第32条                                                                 |
| 第35条                                                                                                                      | 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。                   |
| 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。                                                                                               | (削除)                                                                 |
| <u>(社外監査役との責任限定契約)</u>                                                                                                    | (削除)                                                                 |
| 第36条                                                                                                                      |                                                                      |
| 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、月額報酬2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。 |                                                                      |
| 第6章 計算                                                                                                                    | 第6章 計算                                                               |
| 第37条～第40条 (条文省略)                                                                                                          | 第33条～第36条 (現行どおり)                                                    |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|-------|
|---------|-------|

(新設)

(附則)

(変更の効力発生日)

第1条

定款第12条(招集)第2項の新設は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日から効力を生ずるものとする。

- ②本条の規定は、効力発生日経過後にこれを削除する。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条

定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。

- ②前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
- ③本条の規定は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。



## 現 行 定 款

## 変 更 案

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任  
限定契約の経過措置)

第3条

2022年1月31日に終了する事業年度に関  
する定時株主総会の終結前に社外監査役  
(社外監査役であった者を含む。)と締結  
済の責任限定契約については、なお当該定  
時株主総会の終結に伴う変更前の定款第  
36条の定めるところによる。

### 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日）                                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                           | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | す だ しょう けい<br>須 田 将 啓<br>(1974年4月30日生)<br>再任 社内  | 2000年4月 株式会社博報堂入社<br>2004年2月 当社設立<br>代表取締役<br>2005年4月 当社代表取締役<br>共同最高経営責任者<br>2013年4月 当社代表取締役<br>最高経営責任者（現任） | 5,160,000株         |
| 2     | あん どう ひで お<br>安 藤 英 男<br>(1974年10月14日生)<br>再任 社内 | 1997年4月 株式会社電通国際情報サービス入社<br>2004年2月 当社設立<br>監査役<br>2005年4月 当社取締役<br>2010年4月 当社取締役最高執行責任者（現任）                 | 3,450,000株         |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日)                                                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | <p>かね だ よう いち<br/>金 田 洋 一</p> <p>(1978年8月19日生)</p> <p>再任 社内</p>         | <p>2001年4月 シートゥーネットワーク株式会社 入社</p> <p>2004年7月 株式会社ビーワンフーズ (現エグザクト株式会社) 入社</p> <p>2007年6月 同社経営企画室 室長</p> <p>2008年12月 同社スナックビズ事業部 部長</p> <p>2010年10月 当社入社<br/>コーポレートオペレーション本部 部長</p> <p>2012年2月 当社執行役員<br/>コーポレートオペレーション本部長</p> <p>2014年4月 当社取締役コーポレートオペレーション本部長 (現任)</p>                                                                                                                                                                   | 30,000株    |
| 4     | <p>お だ し ま し ん じ<br/>小 田 島 伸 至</p> <p>(1978年3月19日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> | <p>2001年4月 ソニー株式会社 (現：ソニーグループ株式会社) 入社</p> <p>2014年4月 同社新規事業創出部 IEP課 統括課長</p> <p>2014年12月 株式会社Qrio 取締役</p> <p>2015年8月 エアロセンス株式会社 取締役 (現任)</p> <p>2016年7月 ソニー株式会社 (現：ソニーグループ株式会社)<br/>COSIA事業部 統括部長 (現任)</p> <p>2017年7月 同社 Startup Acceleration部門 副部門長 (現任)</p> <p>2018年4月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>2018年10月 ソニー株式会社 (現：ソニーグループ株式会社)<br/>Open Innovation &amp; Collaboration部 統括部長 (現任)</p> <p>2019年11月 同社 Business Acceleration部 統括部長 (現任)</p> | 一株         |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小田島伸至氏の選任理由及び期待される役割の概要  
ソニーグループ株式会社にて赴任先のデンマークで液晶ディスプレイ販売事業の売上をゼロから数年で数百億円規模まで拡大させた後、同社にて本社事業戦略部門を経て新規事業創出プログラムを立案、立ち上げし、新規事業創出部の統括部長等を務められており、その豊富な経験と高い見識を、事業のグローバル展開と拡大を進める当社経営に反映させるため、社外取締役候補者といたしました。なお、小田島伸至氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。
3. 小田島伸至氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、小田島伸至氏と会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を月額報酬2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額を限度として締結しており、同氏の再任を承認いただいた場合には、上記契約を継続する予定であります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名(生年月日)                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | あめ みや てつ じ<br>雨 宮 哲 二<br>(1947年1月27日生) | 1969年4月 福助株式会社入社<br>2000年11月 同社執行役員<br>チェーンストア事業部長<br>2002年8月 同社執行役員ストッキング部長<br>2005年2月 同社執行役員商品本部 副本部長<br>2007年2月 同社執行役員管理本部長兼<br>人事総務部長<br>2008年2月 同社執行役員社長付特命担当<br>2009年5月 同社顧問<br>2010年4月 同社退社<br>2011年1月 当社常勤社外監査役(現任) | 11,000株    |
|       | 新任                                     | 社外                                                                                                                                                                                                                          | 独立         |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日)                                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | にしもと つよし<br>西本 強<br>(1973年11月21日生)<br>新任 社外   | <p>2000年10月 弁護士登録 西村総合法律事務所</p> <p>2002年12月 日比谷パーク法律事務所<br/>(現第二東京弁護士会所属)</p> <p>2006年5月 米国コロンビア大学ロースクール<br/>修士課程(LL.M.)修了</p> <p>2006年9月 ヒューズ・ハーバード・アンド・リード法律事務所</p> <p>2007年2月 ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>2010年1月 日比谷パーク法律事務所<br/>パートナー弁護士 (現任)</p> <p>2011年1月 当社社外監査役 (現任)</p> <p>2018年3月 公益財団法人日本サッカー協会<br/>監事 (現任)</p> <p>2018年3月 株式会社ブロードリーフ<br/>社外監査役 (現任)</p> <p>2020年6月 株式会社島津製作所<br/>社外監査役 (現任)</p> | 一株         |
| 3     | えどがわ たいじ<br>江戸川 泰路<br>(1974年11月30日生)<br>新任 社外 | <p>1997年4月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限<br/>責任監査法人) 入所</p> <p>2000年5月 公認会計士登録</p> <p>2010年7月 同法人パートナー</p> <p>2015年7月 同法人企業成長サポートセンター<br/>副センター長</p> <p>2019年7月 EDiX Professional Group<br/>江戸川公認会計士事務所<br/>代表パートナー (現任)</p> <p>2019年12月 株式会社産業革新投資機構<br/>監査役 (現任)</p> <p>2020年2月 EDiX株式会社 代表取締役 (現任)</p> <p>2020年4月 当社社外監査役 (現任)</p>                                                                             | 一株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 雨宮哲二氏、西本強氏及び江戸川泰路氏は社外取締役候補者です。
3. 当社は、雨宮哲二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 雨宮哲二氏の選任理由及び期待される役割の概要  
事業会社における管理担当役員としての豊富な経験と高い見識を活かしていただくことで、当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査を期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
5. 西本強氏の選任理由及び期待される役割の概要  
弁護士としての豊富な経験とリスクマネジメント等に関する幅広い知見を有しており、専門的観点から当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査を期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に關与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
6. 江戸川泰路氏の選任理由及び期待される役割の概要  
公認会計士としての豊富な業務経験とガバナンス等に係る幅広い知見を有しており、専門的観点から当社のガバナンス体制強化と取締役の職務執行の監査を期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に關与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
7. 当社は雨宮哲二氏、西本強氏及び江戸川泰路氏との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を月額報酬2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は各氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考)

取締役及び監査等委員である取締役のスキルマトリックス  
(本総会において各取締役候補者が選任された場合)

| 氏名      | 地位・役職<br>(予定)               | 主な経験・専門性 |                   |           |                   |    |          |            |           |
|---------|-----------------------------|----------|-------------------|-----------|-------------------|----|----------|------------|-----------|
|         |                             | 企業<br>経営 | ビジネ<br>ス／事<br>業戦略 | グロー<br>バル | IT/<br>テクノ<br>ロジー | 会計 | 経営<br>管理 | 法務/<br>リスク | ガバナ<br>ンス |
| 須田 将 啓  | 代表取締役<br>最高経営責任者            | ○        | ○                 |           |                   |    |          |            |           |
| 安藤 英 男  | 取締役<br>最高執行責任者              |          | ○                 |           | ○                 |    |          |            |           |
| 金田 洋 一  | 取締役<br>コーポレートオペ<br>レーション本部長 |          | ○                 |           |                   | ○  | ○        | ○          | ○         |
| 小田島 伸 至 | 社外取締役                       |          | ○                 | ○         |                   |    |          |            |           |
| 雨宮 哲 二  | 社外取締役<br>(常勤監査等委員)          |          | ○                 |           |                   |    | ○        |            | ○         |
| 西本 強    | 社外取締役<br>(監査等委員)            |          |                   | ○         |                   |    |          | ○          | ○         |
| 江戸川 泰 路 | 社外取締役<br>(監査等委員)            |          | ○                 |           |                   | ○  |          |            | ○         |

(注) 本表は各取締役・各監査等委員である取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。



## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名（生年月日）                   | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                    | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|----------------------------|------------------------------------|--------------------|
| おお 谷 彰 徳<br>(1976年11月19日生) | 2002年 4 月 株式会社博報堂入社                | 40,000株            |
|                            | 2012年 4 月 同社アカウントディレクター            |                    |
|                            | 2015年 7 月 当社入社                     |                    |
|                            | コーポレートオペレーション本部<br>人事総務グループ 部長（現任） |                    |

- (注) 1. 大谷彰徳氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 大谷彰徳氏は補欠の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、大谷彰徳氏の選任が承認され、かつ、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を月額報酬2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額を限度として締結する予定であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬総額を、年額6億円以内（うち社外取締役分は8千万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。本議案は、本招集ご通知添付書類22頁に記載の役員報酬等の内容の決定に関する方針等を踏まえ、経済情勢等諸般の事情も考慮の上、必要かつ合理的な内容であると判断しております。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まないものとし、社外取締役及び事業会社の業務執行取締役を兼務する取締役については、当社から賞与は支給いたしません。また、新株予約権等の金銭でない報酬額につきましては、その都度、株主総会決議で定めることといたします。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員であるものを除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、年額1億円以内と定めることとさせていただきますと存じます。本議案は、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、必要かつ合理的な内容であると判断しております。なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

## 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

第6号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額は、年額6億円以内（うち社外取締役分は8千万円以内）となりますが、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、下記のとおり割り当てることとしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記取締役の報酬額の範囲内にて、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、年額3億円以内として設定いたしたいと存じます。

本件ストックオプションは、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員であるものを除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

### 記

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容及び数の上限

#### ①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。なお、決議日以降、当社が、当社普通株式の単元株式の単元株式数変更（株式分割又は株式併合を伴う場合を除く。以下単元株式数変更の記載につき同じ）を行う場合には、当社は、当該単元株式数変更の効力発生日以降にその発行のための当社取締役会の決議が行われる新株予約権について、当該単元株式数変更の比率に応じて付与株式数を合理的に調整することができる。

### ②新株予約権の総数

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数6,000個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。ただし、当社普通株式の単元株式数変更に伴い付与株式数が調整された場合には、当社は、当該調整の比率に応じて新株予約権の総数を合理的に調整することができる。

### ③新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

なお当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺する。

### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）とし、割当日当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値とする。

なお、割当日以降、当社が、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）又はほかの種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

⑤新株予約権を行使することができる期間

発行決議日後2年を経過した日から10年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。また、新株予約権者は、権利行使時においても、当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

以上

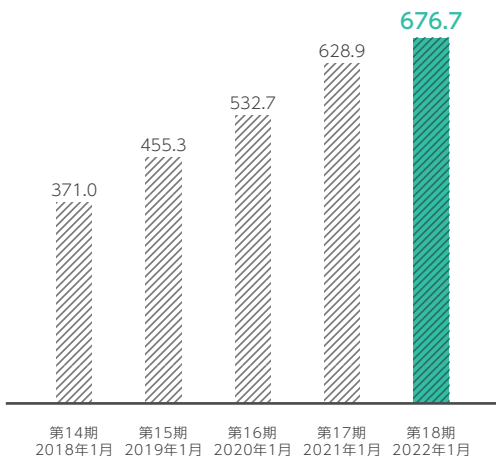
## ｜ご参考

# BUYMA事業の概況

※2016年1月期より英語版を含む、2017年第2四半期から2018年1月期第3四半期まで韓国版を含む

## 総取扱高(注)の推移 (通期)

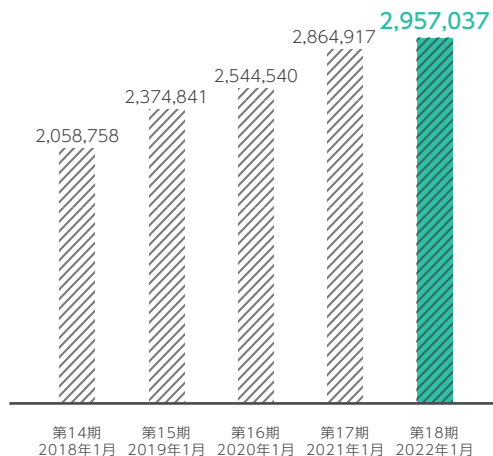
(単位：億円)



(注) 総取扱高：成約した取引における商品代金と決済手数料等を含む決済額

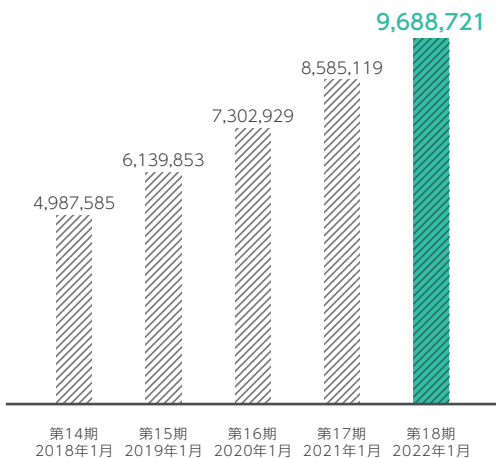
## 取扱件数の推移

(単位：件)



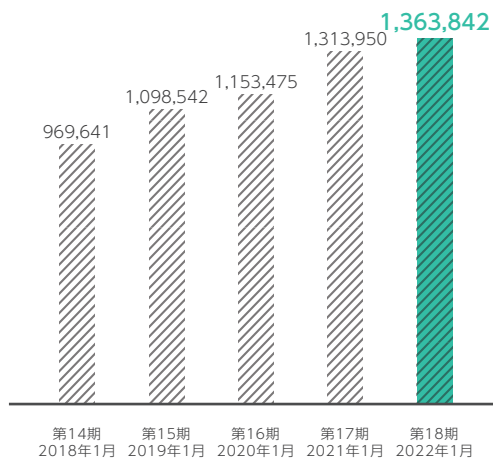
## 会員数の推移

(単位：人)



## アクティブ会員数(注)の推移

(単位：人)



(注) アクティブ会員数：過去一年間に購入履歴がある会員数



## ■ 更なる成長に向けて

外部環境の回復を待つのではなく、逆境を糧に  
今期を“転換点”として高成長企業へ進化する

世界を変える、新しい流れを。という当社の信念（パーパス）  
をより強く意識し、長期的にユーザーと良い関係を構築し、  
世界レベルの企業として成長するためには、  
短期的な利益を追わずに長期視点での投資が不可欠



- ▶ オペレーショナルエクセレンス追求による顧客体験の進化
- ▶ マス/パーソナライズ広告による良質で高い認知の獲得
- ▶ 海外事業を含む新領域を3年以内に全社の成長に寄与するレベルに育成

リソースを投下し、上記にコミットするために新たな目標を設定する

## 中期経営計画目標-Challenge2025-の修正

成長路線への回帰を目指し投資を強化

増収・黒字確保を原則としながら、中期で売上高100億円を達成後、  
20%の複利成長を続け、長期で300億円達成することをマイルストーンに設定

修正前目標

①2025年1月期迄  
に営業利益50億円

②5ヵ年累積  
営業CF150億円

③5ヵ年平均  
ROE25%

修正後目標の達成イメージ

(億円)

300

200

100

0

トップライン  
拡大に注力

22/1期

中期

長期

投資フェーズ

売上拡大フェーズ

## 中長期の投資注力分野

中期的に以下の分野への取組みを強化し、  
各領域における顧客体験を進化させる

### BUYMA

- 出品活動へのサポートをより深いレベルで取り組み、供給側から顧客体験の進化
- マス/パーソナライズキャンペーンによる認知度向上やコンテンツ充実による需要喚起
- Data Technologyを駆使してLTV最大化

### GLOBAL BUYMA

- 専属出品者 (PS Elite) 網を拡大。出品活動の利便性向上に繋がる開発に着手
- 買いやすさに繋がる情報、サポート拡充
- 広告配信のチャネル強化

### Life Style カテゴリ

- ライフスタイル特化の広告強化
- 好調な既存カテゴリ+新規出品促進
- 補償制度新設
- 配送サービス強化

### NEW BUSINESS

- アライアンスを活用しながら、旅行事業等新領域の育成
- 新市場への参入
- 既存事業から派生する新規事業創出

### M&A・アライアンス

- Specialty Marketplace戦略に合致し、BUYMAの成長・顧客体験の進化を加速させられる案件
- 海外展開を加速させられる案件
- 対象会社/事業の成長率が高い案件
- 中長期のマイルストーン達成に貢献できる案件

# M&A・アライアンス

## M&A・アライアンスを活用し成長戦略を加速

成長戦略

投資実績/目的 (括弧内は出資/コミットメント額及び契約締結時期)

|   |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 顧客体験の進化 | 高い3DCG技術でファッション業界のDXを推進する㈱FMBへ出資 (1億円, 22/3)<br>⇒出品画像のクオリティ向上や3DCGアバターを活用したプロモーション等、より魅力的な顧客体験の創出を図る                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 2 | 海外展開強化  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ アフリカ基盤のファッションEC Afrikrea・SaaS型ECプラットフォームANKAを展開し、法人/個人のEC活動を支援するMANSART S.A.S.へ出資 (€200K, 21/12)<br/>⇒Africanファッションの豊富な品揃え、アフリカ所在の法人/個人へのネットワークを活用して、将来的にGLOBAL BUYMAとのシナジーを期待</li><li>・ アフリカ大陸でのPE投資に精通するVerod Kepple Africa Partnersへ出資 (\$1M, 22/2)<br/>⇒成長性の高い海外市場へのアクセスをVCへのLP出資を通じ強化</li></ul>                                    |
| 3 | 新領域の拡大  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ オプションツアーのプラットフォームを運営する㈱MEGURUへ追加出資 (2.7億円: 持分法適用関連会社化, 22/2)<br/>⇒㈱MEGURUの商品企画力を活かし、両社の商品ポートフォリオを強化。海外旅行への関心が高いBUYMAユーザー向けの旅行サービス (BUYMA TRAE)を強化</li><li>・ デジタルファッション/NFT/メタバース関連のトップタレントを擁する米国Startupの Sen Virtual Fashion Inc.へ出資予定 (\$1.7M, 22/3)<br/>⇒米国中心に海外で急速に市場が拡大しているデジタルファッション領域に進出する足掛かりを作り、海外展開&amp;新規事業育成を同時に狙う</li></ul> |

※上記記載の金額は出資/コミットメント額、時期は契約締結時期を示す

Sen Virtual Fashion Inc. は現在会社設立手続き中であり、新株引受権の割当てに関する基本合意を2022年3月締結済み

## ESG・SDGs

社会と共存できるビジネスモデルはESG投資の観点からも時代にマッチ

### Environment

1. BUYMAでは、“買い手”を待っているファッションアイテムが国境を跨いで流通。アパレル業界の需要と供給を世界中でマッチさせることにより、在庫廃棄の問題を解決
2. 2020年3月からはリモートワークを基本とする働き方に転換し、従前以上にペーパーレス化やエネルギー効率化を促進。オフィススペースも半減し、一層の環境負荷を軽減

### Social

1. BUYMAでは世界166カ国に存在する18.9万人のパーソナルショッパーが活躍。世界中で雇用を生み出し、人々に働き甲斐を提供することで社会貢献を実現しております。
2. 社員の女性比率は約半数であり、ダイバーシティを推進。2021年度における全社員における女性の割合は54.9%、管理職（役員を除く）における女性の割合は43.8%と日本政府の掲げる30%を大きく上回る。
3. 女性だけでなく、男性の育児休暇取得も行われており、長く働きやすい職場環境を実現

### Governance

1. 取締役5名のうち2名は社外取締役、監査役3名は全て社外監査役、と独立性の高い役員構成
2. 内部統制システム構築の基本方針に基づき、社内体制を整備。法令遵守の重要性を掲げるとともに、内部監査、内部通報制度、リスクマネジメント委員会等内部統制機能の充実に注力

## BUYMAの成長による持続可能な社会の実現



## 投資活動においても出資先のSDGs目標 に対する適合状況を重視



メタバース空間で着用するデジタルNFTファッションを手掛ける



ファッション産業のDX化による過剰在庫問題を解決



労働集約型の旅行代理店（OTA）業界においてオプションツアー・  
アクティビティプラットフォームにより経済生産性を向上



SaaSプラットフォームANKAにより、発展途上国であるアフリカ経済の活性化、  
女性の社会進出を実現



アフリカに新しい産業を創ることをミッションとするPEファンド



家具のサブスクリプションサービスを通じて、循環型社会を実現

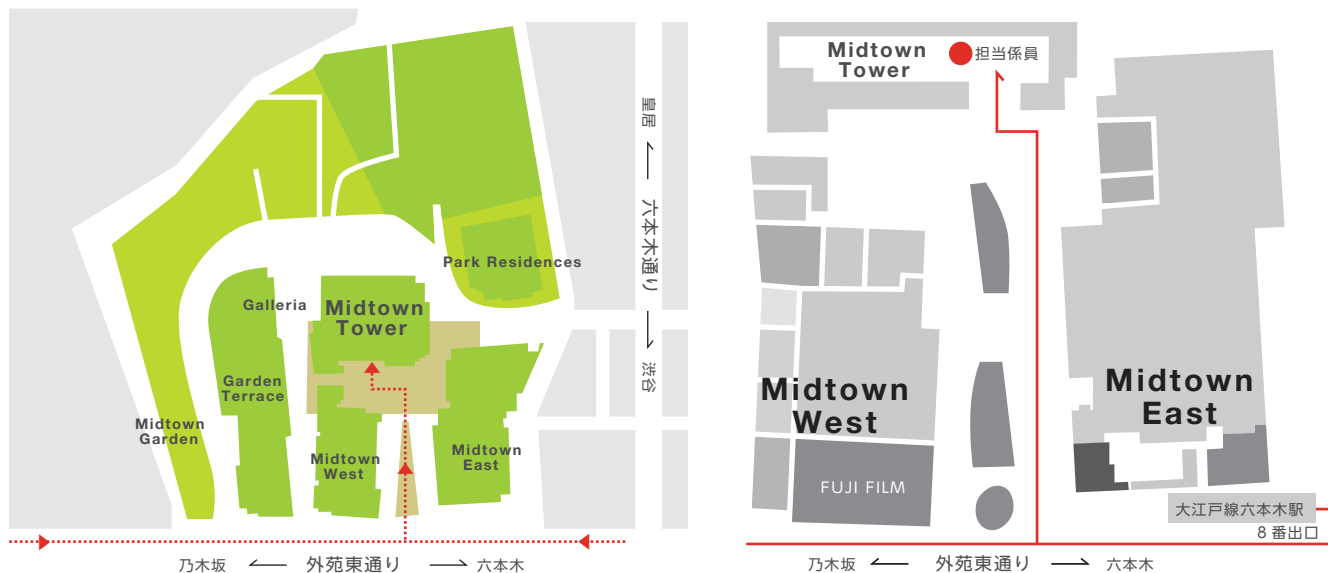


独立系VCとして日本初の女性代表パートナーを擁し、  
投資先企業の30%~40%が女性経営者、とダイバーシティを重視

## 株主総会会場ご案内図

### Tokyo Midtown

東京都港区赤坂九丁目7番1号  
ミッドタウンタワー4階  
東京ミッドタウン・カンファレンス  
Room 1 & 2 & 3



### 交通のご案内

- 都営大江戸線「六本木駅」8番出口より直結
- 東京メトロ日比谷線「六本木駅」より地下通路にて直結
- 東京メトロ千代田線「乃木坂駅」3番出口より徒歩約3分
- 東京メトロ南北線「六本木一丁目駅」1番出口より徒歩約10分
- \* 日比谷線「六本木駅」より車椅子にてお越しの場合、4a出口より地上からお越しください。
- \* 駐車場のご用意はありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。